

議案第24号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料 1 関係条例の改正概要

1 条例改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行により、新たに「専門職大学」の制度が創設されることに伴い、関連する条例の整備を行うものです。

2 改正内容

(1) 宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

- ・大学等教育施設について（第4条関係）

職員の自己啓発等休業の対象となる教育施設のうち、学校以外の教育施設で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くものについて、法改正により根拠規定の項ずれが生じるため、所要の改正を行うもの

(2) 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部改正

- ・技術管理者の資格について（第8条の2関係）

法改正により、専門職大学の前期課程を修了した者には短期大学士（短期大学卒業生）の学位が与えられることとなることに伴い、市の一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業生と同等の扱いにするため、所要の改正を行うもの

(3) 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正

- ・布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について（第3条・第4条関係）

法改正により、専門職大学の前期課程を修了した者には短期大学士（短期大学卒業者）の学位が与えられることとなることに伴い、上下水道局に置く布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにするため、所要の改正を行うもの

3 施行日

法改正の施行日に合わせて、平成31年4月1日から施行する。